

栃木県立学悠館高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画（定時制）

1 組織的な対応に向けて

(1)いじめ防止対策委員会…いじめ問題の未然防止・早期発見のための「いじめ未然防止・早期発見に係わる委員会」《年2回開催》

①委員

校長、教頭3、主幹教諭2、教務主任（定・通）、生徒指導主事（定・通）、相談部主任、学習部主任（定・通）、年次主任（定・通）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校評議員（PTA会長）、養護教諭（定）

※その他、事案に応じて招集する

②実施する取り組み

- ・「いじめ防止基本方針」の立案
- ・「いじめ防止基本方針実践のためと行動計画」の立案
- ・「年間計画」の立案
- ・いじめ相談窓口の設置
- ・「いじめ問題」取り組みの評価
- ・全体計画の実施状況の把握と改善
- ・「いじめ認定件数とその概要について」分析と共有
- ・重大事態が起こった際のいじめ再発防止策 他

(2)いじめ対策委員会…いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のための「いじめ認知時の対応に係わる委員会」《随時開催》

※「いじめ」によることが疑われる不登校→「重大事態」としての対応

①委員

教頭2、生徒指導担当主幹教諭、生徒指導主事2、年次主任4、当該HR担任、養護教諭、相談部主任

※ただし、事案によっては特別指導委員会の構成員に教頭、養護教諭を加えた委員構成で実施する場合もある。

②実施する取り組み

ア 調査方針、分担等の決定

- ・目的の明確化
- ・行動の優先順位の決定
- ・関係のある生徒への事実関係の聴取
- ・緊急アンケートの実施（必要に応じて）
- ・保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する）
- ・県教育委員会への報告
- ・関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等） 等

イ 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・学校、年次、HRへの指導、援助
- ・被害者、加害者等への指導、援助
- ・観衆、傍観者等への指導、援助
- ・保護者との連携
- ・県教育委員会との連携
- ・関係機関との連携
- ・地域との連携 等

(3)校内研修

①いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。

②いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり

①学業指導の充実

- ア HR運営において、「帰属意識の高いHR(一人一人がHRに所属感や連帯感を感じる居心地のよいHR)」「規範意識の高いHR(集団生活や対人関係におけるルールが生徒に共有され、当たり前のこととして定着しているHR)」「互いに高め合えるHR(生徒に建設的な相互作用があるHR)」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- イ 授業をおこなう際に、「自信をもたせる授業(できた、わかったという喜びや達成感が味わえる授業)」「コミュニケーション能力を育む授業(共同で学ぶ学び合いがある授業)」「一人一人の実態に配慮した授業(生徒の様々な能力や適正、特性に応じて、学習上の不適応状態を予防する手立てが実践されている授業)」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

②道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通して、生徒の道徳的心情、判断力、実践意欲や態度などの道徳性を養い、いじめをしない、許さない心を育てていく。

③特別活動の充実

- ア 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、一人一人が互いのよさや可能性を認め、生かし、伸ばし合えるような人間関係を育てていく。
- イ 特別活動は共感的な人間関係の下に生徒に自己有用感を与え、自己決定の場を設けやすいという特質がある。生徒会活動による「異年齢集団による交流」等を充実させる。

④人権教育の充実

- ア 生徒一人一人が自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通して人権教育を推進する。人間関係トレーニング(相談部)、人権教育(学習部)等。
- イ いじめをさせないという人権に配慮したHRの雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

⑤教育相談の充実

- ア 日常の観察・生徒面談・保護者面談・アンケート調査等による生徒理解の深化に努める。
- イ 相談室の開放・スクールカウンセラーによる面談・生徒情報交換会・相談室だよりの発行等、教育相談体制の充実に努める。

⑥保護者・地域との連携

- ア PTA役員・理事、保護者に対して、「学校いじめ防止基本方針」等について周知する。
- イ 学校のホームページを通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」等を周知する。
- ウ 教育活動に関するアンケートを活用して、「学校組織としてのいじめの問題への取り組み」について調査し、その評価結果に基づいて指導の改善を図る。

(2)教職員の人権感覚

- ①自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ②「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。
- ③発達障害を含む障害のある生徒に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

(3)情報機器の適切な使い方

- ①インターネットのもつ利便性と危険性を理解させる。
- ②全校集会や部集会、講習会、HR、教科(授業)等を活用し、以下の点について重点的に指導する。
 - ア SNS上に個人情報をむやみに掲載しない。
 - イ SNSなどインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしない。
 - ウ 有害サイトにアクセスしない。
- ③家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう、保護者あて通知およびリーフレット等を配布して啓発に努める。

(4)評価結果に基づいた指導の改善

職員・生徒・保護者を対象に、「学校組織としてのいじめの問題への取り組み」についての評価を年1回以上実施し、評価結果に基づいて指導の改善を図る。

3 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

- ①些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ②日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

- ①生徒が安心・安全に学校生活を送ることができる環境を整備すると共に、気軽に相談ができるような体制づくりをする。少人数制のHR運営、生徒面談(年3回)、相談部職員・スクールカウンセラーによる相談室の開放、電話相談、相談室だよりの発行等。
- ②HR等での担任による観察・見守り、および授業等での全教職員による観察・見守りを通して、いじめの早期発見に役立てる。
- ③必要に応じて「年次・全職員による情報交換会」を行い、気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ④スクールカウンセラーが生徒からの相談を受けた場合、その生徒の担任および相談部職員、養護教諭を交えて情報を共有し、問題の早期解決に当たる。
- ⑤生徒が安心していじめを訴えることができるいじめ実態調査「安全安心サポート調査」を年2回実施する。
- ⑥保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。保護者面談、スクールカウンセラーによる面談、電話相談、不登校相談会、相談室だよりの発行等。
- ⑦生徒、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。

4 いじめの解消に向けて

(1) 解消のための認識

- ①いじめられた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ②いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 解消のための対応

いじめ対策委員会が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際、必要に応じて、県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

(3) 生徒・保護者への支援

- ①いじめられている生徒の保護者及びいじめている生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係わる情報を共有する。
- ②双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③いじめが解決したと思われる場合でも、継続して3カ月間は十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- ④いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ⑤いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ⑥いじめた生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校やスクールカウンセラー・保護者が協力して指導・援助に当たる。

(4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ①いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ②はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

(5) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員で情報を共有すると共に、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ② 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 警察との連携

発生したいじめが犯罪行為として取り扱われべきものであると認める時には、所轄の警察署と連携して対処する。

(7) 解消後の継続的な指導・援助に向けて

- ① 単に謝罪のみで決したものとすることなく、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- ② 双方の生徒及び周りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

(1) 県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。

(2) 当該いじめの対処及び事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係わる委員会）が中心となり、学校組織を挙げて行う。

(3) いじめられた生徒やその保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。

(4) 当該生徒およびその保護者の意向を十分に配慮した上で、必要に応じて保護者説明会等をおこない、解決に向けての協力を依頼する。

(5) 「いじめ防止対策委員会」を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校を挙げて着実に実践する。

【重大事態の意味】

ア) 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時には、早急に対応し、報告・調査等に当たる。